

## 生活困窮者を対象とした弁護士会による出張相談について

### 1 趣旨

本相談事業は、生活困窮世帯や生活保護受給世帯が、法律相談を受けることにより世帯の問題を解決し、自立が助長されるよう、区が相談場所を提供し、第一東京弁護士会が出張相談を実施します。

### 2 事業内容

- (1) 実施場所 芝地区総合支所生活福祉係（奇数月）  
港区生活・就労支援センター（偶数月・麻布地区総合支所2階）
- (2) 対象者 生活困窮者自立相談支援事業利用者  
生活保護受給者
- (3) 対象となる相談 債務整理、借地借家及び戸籍に関わる案件ほか、個人に関わる民事法律相談全般（法人に関わる相談は対象外）
- (4) 事業開始日 令和元年10月9日（水）
- (5) 実施日時 月1回（第2水曜日） 13時30分～16時30分  
※応当日が祝日の場合、翌開庁日
- (6) 1日あたり相談件数 4件（1件あたり40分を上限とします。）
- (7) 利用方法 生活・就労支援センター職員及び各総合支所生活福祉係ケースワーカーを経由して利用を申し込みます。  
※同一人・同一案件で最大3回まで利用可
- (8) 相談料 無料
- (9) 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士